

防災行政無線情報について

伊野地区での防災行政無線の放送内容をもう一度確認したいときは、次の電話番号で確認することができますのでご利用ください。
○電話番号

☎893-1213

☎893-1214

☎893-1113

お知らせ 戦没者遺族相談員 について

町の戦没者遺族相談員について、10月1日付で厚生労働大臣から次の方が任命されましたのでお知らせします。(任命期間は平成29年9月30日まで)

▼戦没者遺族相談員

門田 勲

■問い合わせ

高知県地域福祉政策課

☎823-9662

国民年金だより

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

▼国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死

亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

ご存じですか

学生納付特例制度と

若年者納付猶予制度

▼学生納付特例制度

学生の方は一般に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学のある課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▼若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717

要介護認定者の障害者 控除について

身体障害者手帳などの交付の有無にかかわらず、基準日(前年の12月31日)において、介護保険の要介護認定(要介護1から5)を受けられた65歳以上で、一定の基準に該当する方は、住民税・所得税の所得申告の際に障害者控除を受けることができます。

控除を受ける場合、ほけん福祉課で発行する認定書の提示が必要となりますので、控除を受けられる方は、ほけん福祉課へ申請書を提出してください。認定書は認定後、後日郵送します。

▼申請に必要なもの

介護保険被保険者証

印鑑(認め印可)

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2114

平成28年度入札参加 資格審査申請(指名願) の受付を行います

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間)に町が実施する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の購入(製造、役務の提供等の一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います。

▼受付期間

1月15日(金)～

2月29日(月)

持参又は郵送してください。郵送の場合は当日消印有効とします。ただし、宅配便による場合は2月29日(月)必着とします。

▼有効期間

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間)

※なお、詳細については、町公式ホームページ(<http://www.town.ino.kochi.jp/>)でご確認ください。

■提出・問い合わせ

管財契約課

☎893-1114